

審査規約（42回展用）

審査理念

新日美展は厳正で公正な審査の上に成り立つ。

審査員は、情実を排し公正かつ厳正に審査しなければならない。

1 審査員の選考

① 部外委嘱審査員

部外の美術術識者に審査を委嘱する。

部外委嘱する審査員は複数名（2名以上）とする。

② 会員から選考の審査員

代表は審査員選考のため毎回期ごとに審査員選考委員会を設ける。

代表は会員の中から見識、技量を備えた者複数名を指名し審査員選考委員会を開く。

部内選考の審査員数は審査員選考委員会に委ねる。

2 審査の指針

審査指針を基準として審査をおこなう。

① 作品の完成度

完成度、仕上げ、色調、品位、多様性

② 表現力

構 図、デッサン力、ソノリテイ（響き合い）

③ 独創性

創造力、独創性、アイデア、考え方

④ 味わい

個性の豊かさ、感動、ポエジイ、魅力

3 審査の規約

① 審査員は賞の対象外とする。

② 6賞は同じ賞を2度受賞できない。

③ 6賞を受賞した者は、6賞以下の賞は受賞できない。

④ 各審査段階で同点作品がでた場合、審査委員長、副審査委員長、部外委嘱審査員による再審査で決定する。

⑤ 新人賞は一般応募作品の中から高位に選考されたものとする。但し、高位作品が6賞のどれかを受賞することになった場合は、次点作品を新人賞とする。

※（6賞：参議院議長賞、衆議院議長賞、文部科学大臣賞、東京都知事賞、東京都議会議長賞、新日美大賞）

4 審査手順

ア 一次審査 一般応募作品の審査

入選・落選審査：→挙手（3）人以上は入選とする。

イ 二次審査 賞候補作品選出の審査

一般入選及び会員含めた全作品の審査

挙手数の多いものから順位毎に 50 作品を選考し賞候補作品とする。

ウ 三次審査 上位賞候補作品の審査

（参議院議長賞、衆議院議長賞、文部科学大臣賞、東京都知事賞、東京都議会議長賞、新日美大賞）

賞候補作品 50 作品から 20 作品を選考する。

各審査員による記名投票→1人／6作品を記名投票

エ 四次審査 上位賞該当作品を選考する審査

三次審査の 20 作品から 10 作品を選考する。

各審査員記名投票→1人／6作品を記名投票

オ 上位賞の決定

（参議院議長賞、衆議院議長賞、文部科学大臣賞、東京都知事賞、都議会議長賞、新日美大賞）

四次審査で選考した 10 作品から上位賞を決定する。

審査委員長、副審査委員長、部外委嘱審査員、事務局長立ち合いにより再度審査を行い賞を決定する。

カ 5次審査 上位賞以下の賞を決定する審査

四次審査から外れた作品のうち、点数の多い順に賞を割り当てる。

（中尾賞、芸術新聞社賞、（新人賞）、特選、奨励賞、佳作の順とする。）

キ 上記賞から外れた賞候補作品を再度審査する。

審査員記名投票 → 1人／6作品を記名投票

以下、点数の多いものから順に賞を決定する。

（奨励賞、佳作、協賛企業賞の順とする。）

5 （工芸部はこの基準に準じて審査する。）